

郡上 八幡 木造密集市街地の 防災（火災）対策

重伝建を核とした歴史まちづくり重点区域

郡上八幡市街地は1200棟ほどの町家が密集して建ち並び、城下町の歴史を伝える歴史的に価値が高い町並みです。北町の一部は「統一された様式をもつ町家が密集して残る、四方を山と川に囲まれた城下町」として、平成24年に重要伝統的建造物群保存地区（「重伝建」と略します）に選定されました。また、重伝建を核とした市街地を含む八幡都市計画区域は、平



北町の大火後の様子（個人蔵）

市街地の吉田川以北の北町では、大正8年（1919年）7月16日に大火に見舞われそのほとんどを焼失しました。大正9年7月16日には「大火記念日」として八幡町消防組の創立式を行い、その後、火災の恐怖を再認識するとともに消防団、女性防火クラブが一体となって防火意識の啓発として大火記念行事

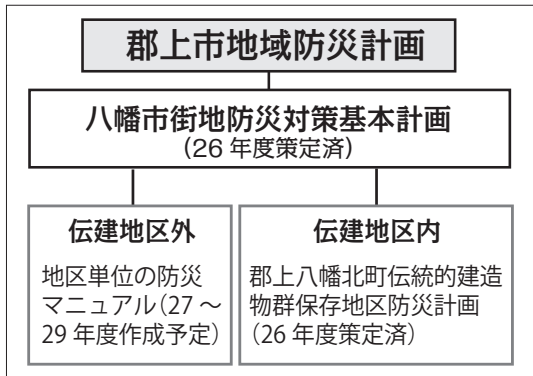
八幡町で502戸、川合村で97戸を焼失した大正8年北町の大火

成26年2月に国土交通省・農林水産省・文部科学省から認定された「郡上市歴史的風致維持向上計画（※）」の重点区域となっています。

※「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年）」において「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」が「歴史的風致」と定義されています。



大火記念行事（7月5日）伝建地区内車両パレード



郡上市地域防災計画に基づいた木造密集市街地の防災（火災）

上位計画と市街地防災対策基本計画と伝建防災計画

が行われています。去る7月5日には、郡上市消防団八幡方面隊と八幡連合女性防火クラブ等による市中行進や消防車両のパレードが行われました。

対策として、市街地の防災対策基本計画、伝建地区の防災計画の策定に取り組みました。

歴史的風致維持向上計画重点区域内の八幡市街地の防災対策「八幡市街地防災対策基本計画」

平成26年度に伝建地区を含む一体的な歴史的市街地を対象に、防火対策の視点から「八幡市街地防災対策基本計画」を策定しました。東京理科大学国際火災科学研究所の関澤教授を委員長に、消防団八幡方面隊、自治会長、女性防火クラブ、公募委員、関係部局、計10人の委員会で議論しました。

基本方針

平常時において、火災の原因を予め排除することや、小規模なうちに消し止める方策を講じ、火災を未然に防ぎます。これらは、住民・地域主体の取組と行政からの支援による自助・共助を中心とした活動で取り組みます。

初期消火で消し止める事ができずに火災となってしまう場合は延焼抑制帯を設定して、燃え広がることを阻止する対策を講じ、各建造物の防火改修を推進します。また、焼失規模を最

小限にするために必要な水利を確保します。これらは、行政主体の活動と住民・地域の協力による公助を中心とした活動で取り組みます。

地域と行政が連携して取り組み、既存の連携を更に深め、新たな関係を築くなど防災体制の整備に取り組んでいきます。

また、具体的な方策は、火災の段階ごとに検討します。

火災の段階

- ▼ 出火しない
- ① 出火防止・予防
- ▼ 早く見つけて早く知らせる
- ② 早期発見・早期通報
- ▼ 小規模なうちに消し止める
- ③ 初期消火
- ▼ 速やかに逃げる
- ④ 避難・救助
- ▼ 燃え広がりを阻止する
- ⑤ 延焼抑制
- ▼ 焼失件数を最小限にする
- ⑥ 消火活動
- ▼ 連携した防災活動
- ⑦ 防災体制
- ▼ 地震時火災を未然に防ぐ
- ⑧ 地震時の出火防止

八幡市街地の防災の取組

自助・共助を中心とした活動

市街地を3つのブロックに分けて、住民ワークショップを開催し、火災について地区単位で



伝建地区における防災対策 「郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区防災計画」

文化庁の補助を受けて、25年度から2カ年で伝建地区を対象とし、特に火災対策を中心とした調査・検討を実施し、方策をまとめました。防災計画は、東京理科大学関澤教授を委員長に、学識経験者（文化財建造物、都市防災）、消防団・女性防火

防災上の現状と課題を確認します。基本方針の①～④の項目について地区毎の「防災マニュアル」の作成に取り組みながら、住民・地域の役割分担や、行政による必要な支援などを整理し、火災に対する意識を高め、対策について具体的に検討します。

まちづくり活動推進事業の一つとして、今年度から3カ年でを行います。別途該地区にご案内しますので、ぜひワークショップにご参加ください。

公助を中心とした活動

消防水利の拡充など、平成31年度までを計画期間とし、実施について検討します。



柳町の町並みと水路

住民ワークショップ



クラブ・自治会、関係部局（中消防署長・建設部長・八幡振興統括・教育次長）計10人の委員会で議論しました。自助・共助が中心となる項目では、住民ワークショップを開催し、高山市や京都市の伝建地区へ住民先進地視察を行いました。

伝建地区の防災計画

自助・共助を中心とした活動

- ① 出火防止・予防的措置
 - ▼ 出火防止意識の徹底（マニュアル等の作成と活用など）
 - ▼ 出火原因の削除（電気配線の点検など）
 - ▼ 自主防災会等による活動推進（防災に関する勉強会の開催など）
- ▼ 保存地区内の禁煙（分煙）対策の推進
- ② 早期発見・早期通報
 - ▼ 警報器の設置（住警器の設置・点検・更新など）
 - ▼ 外部周知装置の設置
 - ▼ 早期通報に係る訓練
- ③ 初期消火
 - ▼ 火点直近で使用する消火器具（家庭用消火器具の設置、水路のセギ・軒下のバケツなどの維持管理など）
 - ▼ 火点付近で使用する消火設備（準公設消火栓の移設、増設による整備、公設消火栓の段



軒下に架けられたバケツ

- ▼ 下げ使用の推進、仲間消火栓の設置推進など）
- ▼ 初期消火訓練の実施
- ▼ 初期消火活動経路の確保
- ④ 避難・救助
 - ▼ 避難路の確保
 - ▼ 避難・救助活動の訓練
 - ▼ 案内看板の設置
- ⑤ 延焼抑制
 - ▼ 延焼抑制要因、延焼抑制帯の管理
 - ▼ 延焼抑制の水利確保
- ⑥ 消火活動
 - ▼ 消防水利の拡充（公設消火栓の移設・増設、防火水槽の増設、水路や河川からの取水に必要な整備など）
 - ▼ 消防活動路の安全確保
 - ▼ 中継送水等訓練
 - ▼ 八幡城消火設備の整備
- ⑦ 防災体制
 - ▼ 地域防災力の向上（自主防災

会や女性防火クラブ等の活動の推進、近隣事業との協定締結など）

▼ 既存団体等の連携、訓練の実施

地震時火災を未然に防ぐ

- ⑧ 地震時の出火防止
 - ▼ 機器からの出火防止
 - ▼ 電柱倒壊による出火防止
 - ▼ 建造物倒壊による出火防止

伝建地区の防災事業

短期（3年）・中期（5年）・長期（10年）の事業期間を設定し、27年度から取り組みます。今年度は防災施設の詳細設計、自助・共助を中心とした活動推進の仕組み作りや支援の検討、啓発事業（講習会等の開催、伝建防災マニュアル（仮）の発行など）を実施します。

伝建地区内のみなさんには、別途、防災計画の説明や事業への協力依頼などをご案内しますので、ぜひご参加ください。

お問い合わせ先：

☑ 八幡市街地防災対策基本計画については建設部都市住宅課（☎ 67・1814）

☑ 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区防災計画については教育委員会社会教育課（☎ 67・1128）